

○ 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合(平成十二年厚生省告示第百七十二号)

改 正 案	現 行								
<p>別表第一</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">患者の区分</th> <th style="text-align: center;">健康保険の算定方法に掲げる療養</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護被保険者等である患者(以下単に「患者」という。)のうち入院中以外のもの</td> <td>別表第一第一章第一部並びに第二章第1部、第2部(区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料、C006に掲げる在宅訪問リハビリテーション指導管理料、C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料及びC009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料に係る部分を除く。)並びに第三部から第12部まで、別表第二(区分C001に掲げる訪問歯科衛生指導料及びC003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)並びに別表第三(区分15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)による点数が算定されるべき療養</td> </tr> </tbody> </table> <p>法第四十八条第一項第三号に規定</p>	患者の区分	健康保険の算定方法に掲げる療養	要介護被保険者等である患者(以下単に「患者」という。)のうち入院中以外のもの	別表第一第一章第一部並びに第二章第1部、第2部(区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料、C006に掲げる在宅訪問リハビリテーション指導管理料、C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料及びC009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料に係る部分を除く。)並びに第三部から第12部まで、別表第二(区分C001に掲げる訪問歯科衛生指導料及びC003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)並びに別表第三(区分15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)による点数が算定されるべき療養	<p>別表第一</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">患者の区分</th> <th style="text-align: center;">健康保険の算定方法に掲げる療養</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護被保険者等である患者(以下単に「患者」という。)のうち入院中以外のもの</td> <td>別表第一第一章第一部並びに第二章第1部、第2部(区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料、C006に掲げる在宅訪問リハビリテーション指導管理料、C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料及びC009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料に係る部分を除く。)並びに第三部から第12部まで、別表第二(区分C001に掲げる訪問歯科衛生指導料及びC003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)並びに別表第三(区分15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)による点数が算定されるべき療養</td> </tr> </tbody> </table> <p>法第四十八条第一項第三号に規定</p>	患者の区分	健康保険の算定方法に掲げる療養	要介護被保険者等である患者(以下単に「患者」という。)のうち入院中以外のもの	別表第一第一章第一部並びに第二章第1部、第2部(区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料、C006に掲げる在宅訪問リハビリテーション指導管理料、C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料及びC009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料に係る部分を除く。)並びに第三部から第12部まで、別表第二(区分C001に掲げる訪問歯科衛生指導料及びC003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)並びに別表第三(区分15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)による点数が算定されるべき療養
患者の区分	健康保険の算定方法に掲げる療養								
要介護被保険者等である患者(以下単に「患者」という。)のうち入院中以外のもの	別表第一第一章第一部並びに第二章第1部、第2部(区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料、C006に掲げる在宅訪問リハビリテーション指導管理料、C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料及びC009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料に係る部分を除く。)並びに第三部から第12部まで、別表第二(区分C001に掲げる訪問歯科衛生指導料及びC003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)並びに別表第三(区分15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)による点数が算定されるべき療養								
患者の区分	健康保険の算定方法に掲げる療養								
要介護被保険者等である患者(以下単に「患者」という。)のうち入院中以外のもの	別表第一第一章第一部並びに第二章第1部、第2部(区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料、C006に掲げる在宅訪問リハビリテーション指導管理料、C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料及びC009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料に係る部分を除く。)並びに第三部から第12部まで、別表第二(区分C001に掲げる訪問歯科衛生指導料及びC003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)並びに別表第三(区分15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る部分を除く。)による点数が算定されるべき療養								

<p>する指定介護療養施設サービスを</p> <p>びに別表第一による点数が算定され</p> <p>行う法第七条第一十二項に規定す</p> <p>るべき療養</p> <p>る療養病床等(療養病床のうちそ</p> <p>の一部について専ら要介護者を入</p> <p>院させるものにあっては、当該専</p> <p>ら要介護者を入院させる部分に限</p> <p>る。以下「介護療養病床等」とい</p> <p>う。)以外の病床に入院している</p> <p>患者(短期入所療養介護(同条第</p> <p>十四項に規定する短期入所療養介</p> <p>護をいう。以下同じ。)を受けて</p> <p>いる患者を除く。)</p> <p>介護療養病床等(老人性痴呆疾患</p> <p>療養病棟の病床を除く。)に入院</p> <p>している患者及び短期入所療養介</p> <p>護(法第七条第一十一項に規定す</p> <p>る介護老人保健施設の療養室、老</p> <p>人性痴呆疾患療養病棟の病床又は</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人</p> <p>員、設備及び運営に関する基準</p> <p>(平成十二年厚生省令第三十七</p> <p>号)附則第五条第三項の規定によ</p> <p>り読み替えて適用される同令第百</p>	<p>する指定介護療養施設サービスを</p> <p>びに別表第一による点数が算定され</p> <p>行う法第七条第二十三項に規定す</p> <p>るべき療養</p> <p>る療養病床等(療養病床のうちそ</p> <p>の一部について専ら要介護者を入</p> <p>院させるものにあっては、当該専</p> <p>ら要介護者を入院させる部分に限</p> <p>る。以下「介護療養病床等」とい</p> <p>う。)以外の病床に入院している</p> <p>患者(短期入所療養介護(同条第</p> <p>十四項に規定する短期入所療養介</p> <p>護をいう。以下同じ。)を受けて</p> <p>いる患者を除く。)</p> <p>介護療養病床等(老人性痴呆疾患</p> <p>療養病棟の病床を除く。)に入院</p> <p>している患者及び短期入所療養介</p> <p>護(法第七条第一十一項に規定す</p> <p>る介護老人保健施設の療養室、老</p> <p>人性痴呆疾患療養病棟の病床又は</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人</p> <p>員、設備及び運営に関する基準</p> <p>(平成十二年厚生省令第三十七</p> <p>号)附則第五条第三項の規定によ</p> <p>り読み替えて適用される同令第百</p>
--	--

四十四条に規定する基準適合診療所に係る病床において行われるものとし。別表第二において同じ。)を受けている患者	療情報提供料に係る部分を除く。)、第4部(第1節に掲げるエクス線診断料の4イ、区分E00撮影及びE002の1に掲げる撮影のうち単純撮影に係る部分を除く。)、第6部第2節(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者(腎性貧血状態にある者に限る。)に係るエリスロポエチンに限る。)、第7部(区分H001に掲げる理学療法、H002に掲げる作業療法、H002-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料、H003に掲げる言語聴覚療法及びH004に掲げる摂食機能療法に係る部分を除く。)、第8部(区分I007に掲げる精神科作業療法、I011に掲げる精神科退院指導料及びI011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料の部分を除く。)、第9部(基本診療料の施設基準等(平成十四年厚生労働省告示第七十三号)別表第五	四十四条に規定する基準適合診療所に係る病床において行われるものとし。別表第二において同じ。)を受けている患者	療情報提供料に係る部分を除く。)、第4部(第1節に掲げるエクス線診断料の4イ、区分E00撮影及びE002の1に掲げる撮影のうち単純撮影に係る部分を除く。)、第6部第2節(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者(腎性貧血状態にある者に限る。)に係るエリスロポエチンに限る。)、第7部(区分H001に掲げる理学療法の1口及び2口、H002-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料の1口及び2口並びにH004に掲げる摂食機能療法に係る部分を除く。)、第8部(区分I007に掲げる精神科作業療法、I011に掲げる精神科退院指導料及びI011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料の部分を除く。)、第9部(基本診療料の施設基準等(平成十四年厚生労働省告示第七十三号)別表第五の三に掲げる処置に係る部分を除く。)並びに別表第一に第10部から第12部まで並びに別表第二に第1章第1部及び第2部第4節(短期滞在手術基本料2を除く。)並びに第2章第3部、第4部、第5部(専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)、第6部(専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)及び第8部から第12部までの規定による点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表第一-3イ(1)の注6又はロ(1)の注4に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。)、別表第一-3イ(1)の注6又はロ(1)の注4に規定する所定単位数を算定した日に行われるものを除く。)並びに別表第一-3イ(1)の注6又はロ(1)の注4による点数が算定されるべき療養
--	--	--	--

基準等(平成十四年三月厚生労働省告示第七十三号)別表第五の三に掲げる処置に係る部分を除く。)並びに別表第一に第10部から第12部まで並びに別表第二に第1章第1部及び第2部第4節(短期滞在手術基本料2を除く。)並びに第2章第3部、第4部、第5部(専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)、第6部(専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)及び第8部から第12部までの規定による点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第一-3イ(1)の注6又はロ(1)の注4に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。)並びに別表第一-3イ(1)の注6又はロ(1)の注4による点数が算定されるべき療養	告示第七十三号)別表第五の三に掲げる処置に係る部分を除く。)並びに別表第一に第10部から第12部まで並びに別表第二に第1章第1部及び第2部第4節(短期滞在手術基本料2を除く。)並びに第2章第3部、第4部、第5部(専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)、第6部(専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)及び第8部から第12部までの規定による点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第一-3イ(1)の注6又はロ(1)の注4に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。)並びに別表第一-3イ(1)の注6又はロ(1)の注4による点数が算定されるべき療養
---	---

介護療養病床等（老人性痴呆疾患療養病棟の病床に限る。）に入院している患者及び老人性痴呆疾患療養病棟の病床において短期入所療養介護を受けている患者	別表第一第一章第2部第2節区分A 227に掲げる精神科措置入院診療加算並びに第8部（区分1007に療養病棟の病床において短期入所療養介護を受けている患者 112に掲げる精神科退院指導料及び1011に掲げる精神科退院前訪問指導料に係る部分を除く。）の規定による点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第一3ハ1）の算定に関する基準別表第一3ハ1の注3に規定する所定単位数を算定した日に行われたものとし、（別表第一第一章第1部及び第2部第4節（短期滞在手術基本料2を除く。）並びに第2章第3部、第4部、第5部（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）、第6部（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）及び第8部から第2部までの規定による点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第一3ハ1の注3に規定する所定単位数を算定した日に行われたものとし、（別表第一第二章第1部区分B010に掲げる診療情報提供料（注5に掲げる場合に限る。）及び同表第3章並びに別表第一による点数が算定されるべき療養）	別表第一第一章第2部第2節区分A 227に掲げる精神科措置入院診療加算並びに第8部（区分1007に療養病棟の病床において短期入所療養介護を受けている患者 112に掲げる精神科退院指導料及び1011に掲げる精神科退院前訪問指導料に係る部分を除く。）並びに別表第一による点数が算定されるべき療養
--	--	---

介護老人保健施設に入所している者である患者及び介護老人保健施設において短期入所療養介護を受けている患者	所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）並びに別表第一による点数が算定されるべき療養 別表第一第二章第1部区分B010に掲げる診療情報提供料（注5に掲げる場合に限る。）及び同表第3章並びに別表第一による点数が算定されるべき療養	介護老人保健施設に入所している者である患者及び介護老人保健施設において短期入所療養介護を受けている患者 別表第一第二章第1部区分B010に掲げる診療情報提供料（注5に掲げる場合に限る。）及び同表第3章並びに別表第一による点数が算定されるべき療養
（備考） この表において「法」とは、介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）をいう。		（備考） この表において「法」とは、介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）をいう。

別表第二

療養	算定方法	療養	算定方法
健康保険の算定方法別表第一第一章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料（注2に係る場合に限る。）が算定されるべき療養	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表の5の居宅療養管理指導費（以下「居宅療養管理指導費」という。）を算定した患者については、算定できない。	健康保険の算定方法別表第一第一章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料（注2に係る場合に限る。）が算定されるべき療養	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の5の居宅療養管理指導費（以下「居宅療養管理指導費」という。）を算定した患者については、算定できない。
健康保険の算定方法別表第一第一章第1部区分B009に掲げる短期入所療養介護を受けている患者		健康保険の算定方法別表第一第一章第2部第2節区分A 227に掲げる精神科措置入院診療加算並びに第8部（区分1007に療養病棟の病床において短期入所療養介護を受けている患者 112に掲げる精神科退院指導料及び1011に掲げる精神科退院前訪問指導料に係る部分を除く。）の規定による点数が算定されるべき療養	短期入所療養介護を受けている患者

章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に係る場合）に限る。）及びB011に掲げるべき療養	章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料(C)が算定されるべき療養	については、算定できる。
健康保険の算定方法別表第一第2章第2部第1節区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料が算定されるべき療養	健康保険の算定方法別表第一第2章第2部第1節区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料が算定されるべき療養	については、算定できる。
健康保険の算定方法別表第一第2章第8部第1節区分I005に掲げる入院集団精神療法及びI008に掲げる入院生活技能訓練療法が算定されるべき療養	同一日に、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十二号）別表の13に掲げる精神科作業療法又は14に掲げる痴呆性老人入院精神療法を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第一3ハ(4)の算定に関する基準別表第一3ハ(2)の特定診療費又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第一3ハ(4)の特定診療費を算定した患者については、算定できない。	同一日に、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十二号）別表の13に掲げる精神科作業療法又は14に掲げる痴呆性老人入院精神療法を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第一3ハ(4)の算定に関する基準別表第一3ハ(2)の特定診療費又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第一3ハ(4)の特定診療費を算定した患者については、算定できない。
健康保険の算定方法別表第三第2節各区分（区分15を除く。）に掲げる薬剤情報提供料1及び2、長期投薬情報提供料、医薬品品質情報提供料、調剤情報提供料並びに眼薬情報提供料が算定されるべき療養（備考）	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科医科口腔衛生指導料、B001に掲げる歯周疾患指導管理料、B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養）が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科医科口腔衛生指導料、B001に掲げる歯周疾患指導管理料、B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養）が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。

健康保険の算定方法別表第一第2章第1部区分B000に掲げる歯科口腔衛生指導料、B001に掲げる歯周疾患指導管理料、B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科医科口腔衛生指導料、B001に掲げる歯周疾患指導管理料、B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養）が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。	については、算定できない。
健康保険の算定方法別表第三第2節各区分（区分15を除く。）に掲げる薬剤情報提供料1及び2、長期投薬情報提供料、医薬品品質情報提供料、調剤情報提供料並びに眼薬情報提供料が算定されるべき療養（備考）	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。
この表において「法」とは、介護保険法をいう。	この表において「法」とは、介護保険法をいう。	この表において「法」とは、介護保険法をいう。